

自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示に伴う 対象車両等の見極めフローについて

山整振HPの新着情報より、自動車整備の事業規制についての見直し【令和7年7月9日付】でご案内したプレスリリース『【見直し内容】7. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大』及び官報公示（別紙1）がありましたので、お知らせ致します。

また、本改正における対象車両等の見極めフロー（別紙2※）を参考資料としてご活用下さいますようお願いいたします。

ー国土交通省プレスリリースー

■これからも自動車を安心・安全に使用できる社会に向けて

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000341.html

別紙1：官報写し（国土交通省告示第515号）

自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示

公布日：令和7年7月8日

施行日：令和7年10月8日

別紙2：対象車両等の見極めフロー

※本資料については、国土交通省、日本自動車工業会に協力いただき当会で作成したものととなります。

以上

法 規 的 告 示

〇国土地交通省令第百五十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第五十七条の規定に基づき、自動車等の点検及び修理に関する事項の点検を改正する中点を次のように定める。

令和七年七月八日

国土交通省の点検及び修理に関する事項の一部を改正する政令

自動車等の点検及び修理に関する事項（平成十九年国土地交通省令第百三十七号）の点検を次のように改正する。

次に掲げよう。改正他種に要する取扱いの整備と並べた通称をこれに開きおける改正他種に要する取扱いの整備と並べた通称をこれに定める。

国土交通大臣 中 野 洋 貴

改 正 後

改 正 前

2 日常点検の実施の方法

(略)

日常点検の実施方法

点検箇所	点検項目	点検の実施の方法
(略)	(略)	(略)
運転席での点検	ブレーキ・ペダル 踏みしろ、ブレーキのきき	○ エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルをいっぱい踏み込んだとき、床板とのすき間（踏み残りしろ）や踏みごたえが適当であるかを点検します。 （床板とのすき間が少なくなっているときや、踏みごたえがやわらかく感じるときは、ブレーキ液の液漏れ、空気の混入によるブレーキのきき不良のおそれがあります。） ○ トラック、バスなどのエア・ブレーキが装着されている自動車にあっては、踏みしろの点検は不要です。 なお、「車の周りからの点検」の欄を参照してください。 ○ ブレーキ・ペダルの操作量の異常を検知するセンサが装着されている自動車にあっては、スキャンツールによる車載式故障診断装置の診断の結果を読み取ること又は制動装置に係る識別表示が異常を示す点灯をしていないかを目視により確認することにより点検することができます。
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

2 日常点検の実施の方法

(略)

日常点検の実施方法

点検箇所	点検項目	点検の実施の方法
(略)	(略)	(略)
運転席での点検	ブレーキ・ペダル 踏みしろ、ブレーキのきき	○ エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルをいっぱい踏み込んだとき、床板とのすき間（踏み残りしろ）や踏みごたえが適当であるかを点検します。 （床板とのすき間が少なくなっているときや、踏みごたえがやわらかく感じるときは、ブレーキ液の液漏れ、空気の混入によるブレーキのきき不良のおそれがあります。） ○ トラック、バスなどのエア・ブレーキが装着されている自動車にあっては、踏みしろの点検は不要です。 なお、「車の周りからの点検」の欄を参照してください。
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

車の周りからの点検	(略)	(略)	(略)
	タイヤ	(略)	(略)
	□取付けの状態	〇 ディスク・ホイールの取付状態について、目視により次の点検を行います。 ・ ホイール・ナットの脱落、ホイール・ボルトの折損等の異常はないか。 ・ ホイール・ボルト付近にきび汁が出た痕はないか。 ・ ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの長さに不揃いはないか。 〇 ディスク・ホイールの取付状態について、ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの緩み等がないかを点検ハンマなどを使用して点検します。なお、ISO方式のホイール・ナットの緩みの点検にあっては、ホイール・ナット及びホイール・ボルトへのマーキングを施しマーキングのずれを目視により確認する方法又はホイール・ナットの回転を指示するインジケータを装着しインジケータ相互の指示のずれやインジケータ連結部の変形を目視により確認する方法に代えることができます。	
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

注1～4 (略)

3 定期点検の実施の方法
(略)

車の周りからの点検	(略)	(略)	(略)
	タイヤ	(略)	(略)
	□取付けの状態	〇 ディスク・ホイールの取付状態について、目視により次の点検を行います。 ・ ホイール・ナットの脱落、ホイール・ボルトの折損等の異常はないか。 ・ ホイール・ボルト付近にきび汁が出た痕はないか。 ・ ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの長さに不揃いはないか。 〇 ディスク・ホイールの取付状態について、ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの緩み等がないかを点検ハンマなどを使用して点検します。なお、ISO方式のホイール・ナットの緩みの点検にあっては、ホイール・ナット及びホイール・ボルトへのマーキングを施しマーキングのずれを目視により確認する方法又はホイール・ナットの回転を指示するインジケータを装着しインジケータ相互の指示のずれやインジケータ連結部の変形を目視により確認する方法に代えることができます。ただし、ホイール・ナット及びホイール・ボルト一体で覆うインジケータにあっては、目視によりディスク・ホイールの取付状態を点検する際に、インジケータを取り外して点検しなければならないことに注意してください。	
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

注1～4 (略)

3 定期点検の実施の方法
(略)

定期点検の実施方法
(1) 四輪自動車など

点検箇所		点検項目	点検時期 (年又は月ごと)					点検の実施方法	
			自家用乗用など	自家用貨物など	大型特殊	事業用など	被牽引自動車		
(略)	(略)	(略)	(略)					(略)	
制動装置 (ブレーキ)	遊び、踏み込んだときの床板とのすき間	1年	6月	12月	3月	(遊びの点検) ○ エンジン停止状態でブレーキ・ペダルを数回踏み、ブースター内を大気圧にしてから、ブレーキ・ペダルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。 (踏み込んだ時の床板とのすき間の点検) ○ エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルを強く踏み込んで、ペダルと床板とのすき間が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。また、踏みごたえから、エアの混入がないかを点検します。 ○ ブレーキ・ペダルの操作量の異常を検知するセンサが装着されている自動車にあっては、「その他」の「車載式故障診断装置の診断の結果」の欄に示された方法により点検することができます。			
		(略)	(略)	(略)	(略)				(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)				(略)

定期点検の実施方法
(1) 四輪自動車など

点検箇所		点検項目	点 検 時 期 (年又は月ごと)					点 検 の 実 施 方 法
			自家用乗用など	自家用貨物など	大型特殊	事業用など	被牽引自動車	
(略)	(略)	(略)	(略)					(略)
制動装置 (ブレーキ)	ブレーキ・ペダル	遊び、踏み込んだときの床板とのすき間	1年	6月	12月	3月	○ エンジン停止状態でブレーキ・ペダルを数回踏み、ブースター内を大気圧にしてから、ブレーキ・ペダルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。 ○ エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルを強く踏み込んで、ペダルと床板とのすき間が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。また、踏みごたえから、エアの混入がないかを点検します。	
		(略)	(略)					
	(略)	(略)	(略)					

倍力装置
ブレーキ・ブースタ

(略)	(略)	(略)	(略)
機能	12月	12月	12月
<真空又は空気倍力式> ○ エンジン停止状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏むなどして真空圧又は空気圧を大気圧にしてから、次にブレーキ・ペダルを強く踏み込んだままエンジンを始動し、真空圧又は空気圧が規定値に達したとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間が減少するかを点検します。 ○ エンジンを停止させ、真空圧又は空気圧が大気圧になるまでブレーキ・ペダルを普通に踏み込んだとき、1回目より2回目、3回目と踏み込むにしたがってブレーキ・ペダルと床板とのすき間が増大するかを点検します。 ○ 必要がある場合には次の点検を行います。 ・ 油圧計などのテストを使用して、油圧の低下及び発生油圧などが規定の範囲にあるかを点検します。 ・ 真空計又は圧力計などのテストを使用して、圧力の低下などが規定の範囲にあるかを点検します。 ・ 真空計又は圧力計などのテストを使用して、チェック・バルブ及びリレー・バルブの機能を点検します。又は、分解して、チェック・バルブ、リレー・バルブ、ダイヤフラム、ピストン・カップなどのゴム部品に損傷、劣化がないかを確認することにより機能を点検します。			

倍力装置
ブレーキ・ブースタ

(略)	(略)	(略)	(略)
機能	12月	12月	12月
<真空又は空気倍力式> ○ エンジン停止状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏むなどして真空圧又は空気圧を大気圧にしてから、次にブレーキ・ペダルを強く踏み込んだままエンジンを始動し、真空圧又は空気圧が規定値に達したとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間が減少するかを点検します。 ○ エンジンを停止させ、真空圧又は空気圧が大気圧になるまでブレーキ・ペダルを普通に踏み込んだとき、1回目より2回目、3回目と踏み込むにしたがってブレーキ・ペダルと床板とのすき間が増大するかを点検します。 ○ 必要がある場合には次の点検を行います。 ・ 油圧計などのテストを使用して、油圧の低下及び発生油圧などが規定の範囲にあるかを点検します。 ・ 真空計又は圧力計などのテストを使用して、圧力の低下などが規定の範囲にあるかを点検します。 ・ 真空計又は圧力計などのテストを使用して、チェック・バルブ及びリレー・バルブの機能を点検します。又は、分解して、チェック・バルブ、リレー・バルブ、ダイヤフラム、ピストン・カップなどのゴム部品に損傷、劣化がないかを確認することにより機能を点検します。			

						<空気油圧複合式> ○ エア・タンク内圧力が規定値の状態、ブレーキ・ペダルを踏み込んだときに規定の制動力が出るか、また、ブレーキ・ペダルから足を離したときにブレーキの引きずりがないかをブレーキ・テストなどを使用して点検します。 ○ 必要がある場合には次の点検を行います。 ・ 油圧計などのテストを使用して、油圧の低下及び発生油圧などが規定の範囲にあるかを点検します。 ・ 圧力計などのテストを使用して、圧力の低下などが規定の範囲にあるかを点検します。 ・ 圧力計などのテストを使用して、チェック・バルブ及びリレー・バルブの機能を点検します。又は、分解して、チェック・バルブ、リレー・バルブ、ダイヤフラム、ピストン・カップなどのゴム部品に損傷、劣化がないかを確認することにより機能を点検します。 <電動倍力式> 「その他」の「車載式故障診断装置の診断の結果」の欄に示された方法により点検します。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

						<空気油圧複合式> ○ エア・タンク内圧力が規定値の状態、ブレーキ・ペダルを踏み込んだときに規定の制動力が出るか、また、ブレーキ・ペダルから足を離したときにブレーキの引きずりがないかをブレーキ・テストなどを使用して点検します。 ○ 必要がある場合には次の点検を行います。 ・ 油圧計などのテストを使用して、油圧の低下及び発生油圧などが規定の範囲にあるかを点検します。 ・ 圧力計などのテストを使用して、圧力の低下などが規定の範囲にあるかを点検します。 ・ 圧力計などのテストを使用して、チェック・バルブ及びリレー・バルブの機能を点検します。又は、分解して、チェック・バルブ、リレー・バルブ、ダイヤフラム、ピストン・カップなどのゴム部品に損傷、劣化がないかを確認することにより機能を点検します。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	一酸化炭素等発散防止装置	二次空気供給装置の機能	2年	12月	12月	12月
	排気ガス再循環装置の機能	(略)	2年	12月	12月	12月
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

○ 二次空気供給装置用フィルタの詰まり及び損傷を点検します。また、アイドリング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナ側で外し、ホースからの空気の吸い込みを点検します。
(ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。)

○ J-OBディ又はWLT P-OBディが装着されている自動車にあっては、「その他」の「車載式故障診断装置の診断の結果」の欄に示された方法により点検することができます。

○ エンジン暖機状態で、EGRコントロール・バルブのダイヤフラム部に手を当て、エンジン回転数を変化させたときのダイヤフラムの作動状態を確認します。
(ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。)

○ J-OBディ又はWLT P-OBディが装着されている自動車にあっては、「その他」の「車載式故障診断装置の診断の結果」の欄に示された方法により点検することができます。

ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	一酸化炭素等発散防止装置	二次空気供給装置の機能	2年	12月	12月	12月
	排気ガス再循環装置の機能	(略)	2年	12月	12月	12月
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

○ 二次空気供給装置用フィルタの詰まり及び損傷を点検します。また、アイドリング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナ側で外し、ホースからの空気の吸い込みを点検します。
(ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。)

○ エンジン暖機状態で、EGRコントロール・バルブのダイヤフラム部に手を当て、エンジン回転数を変化させたときのダイヤフラムの作動状態を確認します。
(ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。)

(略)	(略)	(略)				(略)
高圧ガスを燃料とする燃料装置等	導管、継手部のガス漏れ及び損傷	1年	6月	6月	3月	(略)
	ガス容器取付部の緩み及び損傷	2年	12月	12月	12月	(略)
	(略)	(略)				(略)
(略)	(略)	(略)				(略)

(2) 二輪自動車

点検箇所	点検項目	点検時期 (年又は月ごと)		点検の実施方法
		自家用乗用など	自家用貨物など	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ばい煙、悪臭のあるガス	二次空気供給装置の機能防止装置	2年	1年	○ 二次空気供給装置用フィルタの詰まり及び損傷を点検します。また、アイドリング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナ側で外し、ホースからの空気の吸い込みを点検します。 (ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。)

(略)	(略)	(略)				(略)
高圧ガスを燃料とする燃料装置等	導管、継手部のガス漏れ及び損傷	1年	6月		3月	(略)
	ガス容器取付部の緩み及び損傷	2年	12月		12月	(略)
	(略)	(略)				(略)
(略)	(略)	(略)				(略)

(2) 二輪自動車

点検箇所	点検項目	点検時期 (年又は月ごと)		点検の実施方法
		自家用乗用など	自家用貨物など	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ばい煙、悪臭のあるガス	二次空気供給装置の機能防止装置	2年	1年	○ 二次空気供給装置用フィルタの詰まり及び損傷を点検します。また、アイドリング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナ側で外し、ホースからの空気の吸い込みを点検します。 (ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。)

有害なガス等の発散防止装置			○ J-OBディが装着されている自動車にあっては、「四輪自動車など」の表中「その他」の「車載式故障診断装置の診断の結果」の欄に示された方法により点検することができます。
(略)	(略)	(略)	(略)

有害なガス等の発散防止装置			
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この告示は、令和七年十月八日から施行する。

○改正後主計第四号

気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一十号）第四十六条の規定に基づき、気象庁船舶気象業務規程（昭和三十五年気象庁令第百三十三号）の二番を次のように改正する。

令和七年七月八日

気象庁長官 藤村 啓一

次の表により、改正前欄及び改正後欄に収めて掲げるその應記事項は二車検を併した改正は、当該規定を改正後欄に掲げるものとする。

改正後			改正前		
第二条 船舶通報は、無線電のハートビート送出しにより行うものとし、電波の型式及び周波数の帯域は、次の表のとおりとする。			第二條 船舶通報は、無線電のハートビート送出しにより行うものとし、電波の型式及び周波数の帯域は、次の表のとおりとする。		
電波の型式	周波数の帯域		電波の型式	周波数の帯域	
マンアルファート	G 1 D	1530—1545MHz	G 1 D	1530—1545MHz	
マンシグマ	Q 7 W	1618.25—1626.5MHz			

附 則

1 この告示は、令和七年七月二十四日から施行する。

2 改正後の規定は、施行日の九時以降とす。同日九時前に施行する場合は、改正前の規定とする。

■ 「ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの床板とのすき間」
のOBDによる点検の対象車両の見極め方法

※ブレーキ・ペダルの操作量の異常を検知するセンサー（ストロークセンサ等）
が付いている車両が対象となる。

- ・異常検知をするストロークセンサ等の搭載有無は、メーカー整備マニュアル（FAINES等）
で確認することが可能。

(注) ブレーキ・ペダルの「遊び」については、OBDで代替はできないので従来通りの点検方法で実施すること

ペダル操作量の異常を検知をするストロークセンサ等が搭載されている

※ただし、警告灯の点灯機能が無いストロークセンサが装備されている車両
については従来の点検方法で実施すること

(例) フォレスタ（SKE）インプレッサ・XV（GPE、GTE）等

はい



OBDによる点検で代替
することも可能

いいえ



従来の点検方法で実施

■ 「倍力装置の機能」のOBDによる点検の対象車両の見極め方法

※ブレーキの踏力を電動式（モータやポンプ）で倍力しているブレーキ装置が
ついている車両が対象となる。

- ・電動倍力式の搭載有無は、マスターバック（負圧式倍力装置の一部）
の有無、またはメーカー整備マニュアル（FAINES等）で確認することが可能。

電動倍力式が搭載されている

(負圧式倍力装置の一部であるマスターバックが無い)

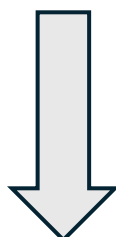
はい



(電動式が搭載)

OBDによる点検方法で実施

いいえ



(電動式以外が搭載)

従来の点検方法で実施

■「二次空気供給装置の機能」及び「排気ガス再循環装置の機能」のOBDによる点検の対象車両の見極め方法〔J-OBDⅡ又はWLTP-OBD車両が対象〕

<J-OBDⅡ規制車>～車両総重量3.5 t 以下のガソリン・LPG車～

新型車：平成20年10月以降、 継続生産車、輸入車：平成22年9月以降

<WLTP-OBD規制車>～車両総重量3.5 t 以下のガソリン・LPG・ディーゼル車～

新型車：平成30年10月以降、 継続生産車、輸入車：令和3年1月以降

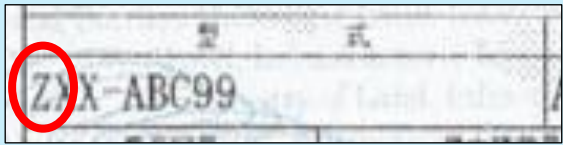
<ディーゼル重量車J-OBDⅡ規制車>～車両総重量3.5 t 超のディーゼル車～

新型車：令和2年10月以降 ※ 2、 継続生産車、輸入車：令和3年9月以降 ※ 2

※ 2：車体の形状または車両総重量により適用時期が異なるが、適用のもっとも遅い時期を記載

【車両総重量3.5 t 以下のガソリン・LPG・ディーゼル車の場合】

車検証の自動車排ガス規制の「識別記号」の1桁目が数字か？
又は車検証の備考欄に「OBD検査対象」の記載があるか？



いいえ

次のいずれかに該当するか？（確認手法は下表参照）

- 1) 車両諸元表内の「排出ガス重量の試験モード」欄に「JC08C」又は「JC08H」の記載はあるか？（下表①）
- 2) 特定DTC照会アプリの確認モードでの結果詳細ページの排ガス欄に「J-OBDⅡ」と表示されているか？（下表②）
- 3) 車検証の二次元コードの読取りで「保安基準適用年月日」「H22年9月」以降であるか？（下表③）

はい いいえ

OBDによる点検で代替することも可能

従来の点検方法で実施

確認手法		必要なツール	具体的な見分け方法	
①	車両諸元表での確認 (右記の何れか)	メーカー整備 マニュアル、 FAINES、 カタログ等	諸元表内の「排出ガス重量の試験モード」欄の「試験モード」に「JC08C or JC08H」モードと記載がある	
		特定DTC 照会アプリ (確認モード)	確認モードでの検査要否判定後に諸元表を確認し、上記同様の内容を確認	
②	特定DTC照会アプリの詳細結果での確認	特定DTC 照会アプリ (確認モード)	確認モードの結果詳細ページの排ガス欄に「J-OBDⅡ」と表示されている	
③	車検証の二次元コードでの確認	二次元コード	車検証の二次元コードを読み取り、「保安基準適用年月日」が「H22年9月」以降であるか	

■「二次空気供給装置の機能」及び「排気ガス再循環装置の機能」のOBDによる点検の対象車両の見極め方法〔J-OBDⅡ又はWLTP-OBD車両が対象〕

- <J-OBDⅡ規制車>～車両総重量3.5 t 以下のガソリン・LPG車～
新型車：平成20年10月以降、 継続生産車、輸入車：平成22年9月以降
- <WLTP-OBD規制車>～車両総重量3.5 t 以下のガソリン・LPG・ディーゼル車～
新型車：平成30年10月以降、 継続生産車、輸入車：令和3年1月以降
- <ディーゼル重量車J-OBDⅡ規制車>～車両総重量3.5 t 超のディーゼル車～
新型車：令和2年10月以降 ※ 2、 継続生産車、輸入車：令和3年9月以降 ※ 2
※ 2：車体の形状または車両総重量により適用時期が異なるが、適用のもっとも遅い時期を記載

【車両総重量3.5超のディーゼル車の場合】

車検証の備考欄に「OBD検査対象」の記載があるか？



いいえ

- 次のいずれかに該当するか？（確認手法は下表参照）
- 1）特定DTC照会アプリの確認モードでの結果詳細ページの排ガス欄に「ディーゼル重量車J-OBD」と表示されているか？（下表①）
※OBD検査対象外かつJ-OBDⅡ非採用車の場合は、確認モードが正常に実行できません
- 2）車検証の二次元コードの読取りで「保安基準適用年月日」J-OBDⅡ採用年月以降であるか？（下表②）

はい

はい

いいえ

OBDによる点検で代替することも可能

従来の点検方法で実施

確認手法		必要なツール	具体的な見分け方法
①	特定DTC照会アプリの詳細結果での確認	特定DTC照会アプリ（確認モード）	確認モードの結果詳細ページの排ガス欄に「ディーゼル重量車J-OBD」と表示されている 
②	車検証の二次元コードでの確認	二次元コード	二次元コードを読取り「保安基準適用年月日」が下記の年月以降である - 車両総重量 7.5t超（けん引自動車を除く） ⇒ R元年9月以降 - 車両総重量 7.5t超 のけん引自動車 ⇒ R2年9月以降 - 車両総重量 3.5t超 7.5以下 ⇒ R3年9月以降 